

橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、橋処理センター整備事業の全般について、地域住民と行政が協議を行い、事業の方向性や目標等に関する基本的な方針について取りまとめ、その基本的な方針に基づき、情報の共有化を図りながら取り組むことを目的に、「橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討、協議するものとする。

- (1) 基本計画に関すること
- (2) 整備計画に関すること
- (3) 環境影響評価に関すること
- (4) 工事管理に関すること
- (5) その他、必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は15名とし、別表1に掲げる者で組織する。

- (1) 市民委員 11名
- (2) 行政委員 4名

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 協議会は必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(傍聴)

第7条 傍聴は会長が必要あると認めるものに限る。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境局施設部施設建設課において処理する。

(期間)

第9条 協議会の設置期間は、橋処理センター整備事業完了までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年7月3日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年7月3日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年5月26日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	
市民委員	末長町内会（2名）
	新作第一町内会（2名）
	梶ヶ谷1丁目町内会（1名）
	梶ヶ谷2丁目町内会（1名）
	梶ヶ谷4丁目町内会（1名）
	梶ヶ谷町内会（3名）
	橋処理センター運営協議会（1名）
行政委員	環境局 施設部長
	環境局 施設部 処理計画課長
	環境局 施設部 施設整備課長
	環境局 施設部 施設建設課長